［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

三　［略］

別表（第五十二条の二十二第四項関係）

［表略］

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
［略］	
保険金信託業務に関する指標（保険金信託業務を行う場合に限る。）	［一・二　略］ 三　元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の受託残高 四　［略］ 五　金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 ［六～十二　略］ ［号を削る。］

注　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（指定資産等） **第二十二条**　法第十一条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいい、暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第五号において同じ。）及び暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。）に係るものを除く。）に係る権利 四　［略］	（指定資産等） **第二十二条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいい、暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第五号において同じ。）及び暗号資産関連金融指標（金融商品取引法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第五号において同じ。）に係るものを除く。）に係る権利 四　［同上］

ホ　信託業法第二十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項（定義）に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト　商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三　［同上］

別表（第五十二条の二十二第五項関係）

［同上］

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

項目	記載する事項
［同上］	
保険金信託業務に関する指標（保険金信託業務を行う場合に限る。）	［一・二　同上］ 三　元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の受託残高 四　［同上］ 五　金銭信託に係る貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高 ［六～十二　同上］ 十三　暗号資産の種類別の期末残高

注　［同上］